

助けるなら、無傷で。

墜転落災害撲滅へ、ミドリ安全は「より安全」な製品の開発に取り組んでいます。

「安全带」から「墜落制止用器具」へ切り替えはお済みですか？

いよいよ2022年1月2日より「安全带」から「墜落制止用器具」に完全施行されます。2022年1月1日までに「安全带」から「墜落制止用器具」に切り替えが必要です。

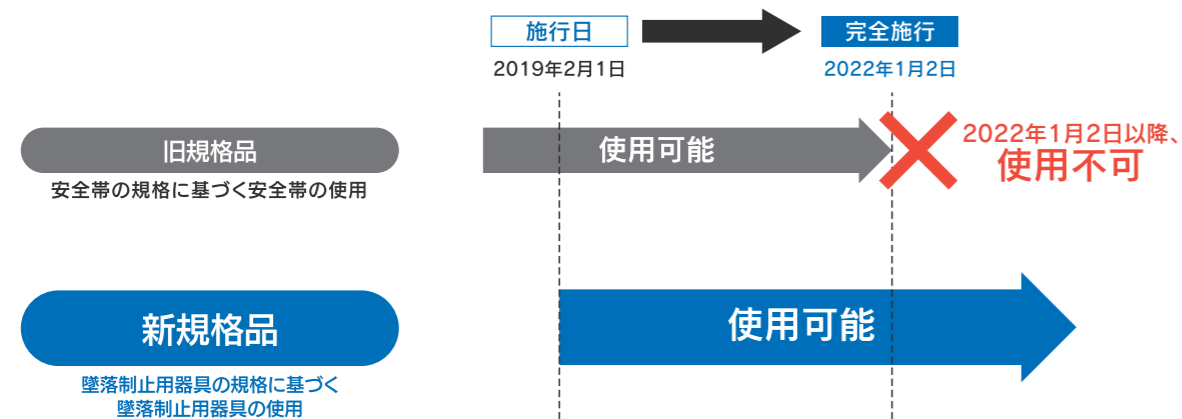
政令等改正にあたって



↑動画でチェック！

政令等改正スケジュール

安全帯の規格に基づく安全帯（胴ベルト型、フルハーネス型）を使用できるのは2022年1月1日までとなります。



「安全带」と「墜落制止用器具」の見分け方のポイント

「安全带」と「墜落制止用器具」の見分け方のポイントは製品ラベル。安全帯と記載されている製品は墜落制止用器具の記載の製品にお早めに切り替えてください。

安全带ラベル 例

「安全帯の規格」適合品

「安全帯の規格」適合品
ハーネス型安全帯：1本つり専用
ランヤードの種類：1本つり専用
発売元
M ミドリ安全株式会社
製造元
〇〇〇〇株式会社
製造年月 バックルに表示



墜落制止用器具ラベル 例

「墜落制止用器具の規格」適合品

「墜落制止用器具の規格」適合品
種類：フルハーネス型
使用可能質量（体重+装備品）：130kg以下
発売元：**M** ミドリ安全株式会社
製造元：〇〇〇〇株式会社
製造年月：バックルに表示



すばやく、安全な着用。

それを可能にしたのはミドリ安全のメッシュハーネス！

背中メッシュ、3つのメリット

特許取得

上下・左右・前後の判別が簡単

ベルトの絡みを防止

誤装着を防止

これまでにない
“装着感”と、
“安全性”を実現。

メッシュハーネスの特長



↑動画でチェック！

背中メッシュには会社名や標語などの印刷が可能です。（別途版代他、費用が発生します）

ミドリ安全のメッシュハーネスは、背周りのベルト配置と両腰部X型！



ミドリ安全のメッシュハーネスならこんな心配はありません。



一般的なフルハーネスは着用しにくい？

フルハーネスが着用しにくい、あるいは誤装着してしまう原因はフルハーネスに目印がなかったり、ベルトが絡まって形状が分からなくなってしまうからです。



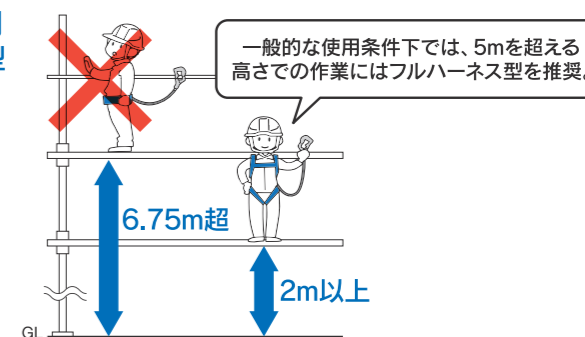
誤装着をすると、万一の落下時に...

- (1) 身体がすっぽ抜ける
- (2) 胸ベルトがズレあがり、首つりになる等、本来安全なはずのフルハーネスが不安全に...

フルハーネス型と胴ベルト型の選定条件および使用推奨

墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則になります。また、6.75mを超える高さではフルハーネス型を使用しなければなりません。

※フルハーネス着用者が墜落時に地面に到達するおそれがある場合（高さ6.75m以下）は、胴ベルト型の使用が認められます。建設業等の一般的な作業の場合は5m以上、柱上作業等の場合は2m以上の箇所ではフルハーネス型の使用が推奨されています。



関連法令・規格 ミドリ安全の墜落制止用器具は、以下の法令・規格に準拠しています。

法令

労働安全衛生法

第21条の2	事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所（中略）等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
第24条	事業者は、労働者の作業行動から生じる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
第26条	労働者は、事業者が（中略）規定に基づき講ずる措置に応じ、必要な事項を守らなければならない。
第27条	（前略）事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
第42条	特定機械等以外の機械等で、別表第2に掲げるもの（中略）のうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。
第59条の3（※1）	事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。
第119条の1	（前略）第20条～第25条まで、（中略）、第42条、（中略）の規定に違反した者。
第120条の1	（前略）第26条、（中略）の規定に違反した者。

労働安全衛生法施行令

第13条の3	法第42条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。 28 墜落制止用器具（1～27、29～34（略））
--------	--

労働安全衛生規則

第27条	事業者は、法別表第2に掲げる機械等及び令第13条第3項各号に掲げる機械等については、法第42条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。
第36条	法第59条第3項（※1）の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は次のとおりとする。 41 高さが2メートル以上の箇所であつて作業床が設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）（1～40（略））
第38条	事業者は、特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しておかなければならない。
第130条の5	事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工混合機の開口部から墜落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、（中略）墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（以下、「要求性能墜落制止用器具」という。）を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではない。
第518条	事業者は、高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合に（中略）作業床を設けなければならない。
第518条の2	事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
第519条	事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で（中略）囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。
第519条の2	事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
第520条	労働者は、（中略）要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
第521条	事業者は、高さが2メートル以上の箇所作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。
第521条の2	事業者は、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

上記以外、要求性能墜落制止用器具記載各条

第142条、第194条の22、第247条、第360条、第375条、第383条の3、第383条の5、第404条、第517条の5、第517条の9、第517条の13、第517条の18、第517条の23、第532条の2、第533条、第552条、第563条、第564条、第566条、第575条の6

墜落制止用器具の種類と関連附属器具の種類

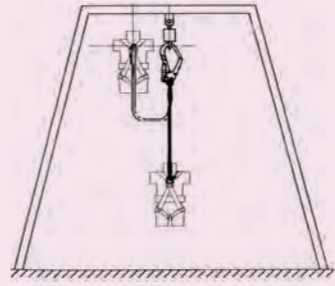
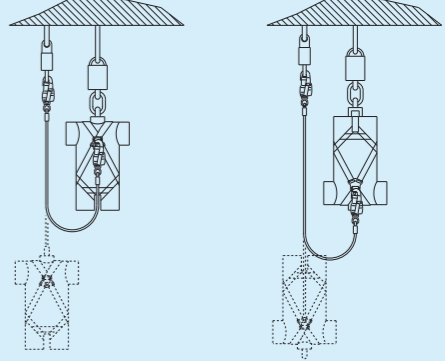
墜落制止用器具

種類	用途による種類	種類（形式）・タイプ	摘要
A種	墜落制止用（フォールアレスト用）器具	フルハーネス型	ショックアブソーバの性能によって、タイプ1とタイプ2のランヤードがある。
B種		胴ベルト型	

関連附属器具

種類	用途による種類	種類（形式）・タイプ	摘要
—	関連附属器具	ワークポジショニング用器具	ワークポジショニング用ロープなどがある。
		補助ロープ	移動の際に使用する短いロープ又はストラップである。

フルハーネスに接続するランヤードは全てショックアブソーバ機能を備えているので、補助ロープは胴ベルトに接続するものだけとする。また、ランヤードは墜落制止用のロープ又はストラップをいい、関連附属器具にランヤードという呼び方は用いない。

	旧規格		新規格	
	名称	安全帯の規格	墜落制止用器具の規格	
名称・定義・使用可能質量	落下距離の定義	—	自由落下距離 作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトを接続する部分の高さからフック等の取付け設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたもの	
		—	落下距離 作業者の墜落を制止するときに生じるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたもの	
	使用可能質量	—	使用可能質量の表示 着用者の体重と装備品の質量の合計はこれを上回ってはならない	
部品強度	フルハーネス	11.5kN以下で破断しないこと	頭部方向への引張：15.0kN以下の引張力で破断しないこと 脚部方向への引張：10.0kN以下の引張力で破断しないこと	
	ランヤードのロープ等	15.0kN以下で破断しないこと	タイプ1ランヤード：15.0kN以下の引張力で破断しないこと タイプ2ランヤード：22.0kN以下の引張力で破断しないこと	
	コネクタ（フック、カラビナ）	11.5kN以下で破断・機能を失わないこと	タイプ1ランヤード：11.5kN以下の引張力で破断しないこと タイプ2ランヤード：20.0kN以下の引張力で破断しないこと	
	ショックアブソーバ	11.5kN以下で破断しないこと	15.0kN以下の引張力で破断しないこと	
	巻取り器	11.5kN以下で破断しないこと	タイプ1ランヤード：11.5kN以下の引張力で破断しないこと タイプ2ランヤード：15.0kN以下の引張力で破断しないこと	
	ロック装置付き巻取り式ランヤードのロック強さ	—	タイプ1ランヤード：6.0kN以下の引張力でロック機能を失わないこと タイプ2ランヤード：8.0kN以下の引張力でロック機能を失わないこと	
耐衝撃性能	フルハーネス落下試験	落下試験を行った場合、トルソーから離脱しないこと	落下試験を行った場合、トルソーから離脱しないこと	
				
	落下体質量	85kg	85kgまたは100kg	
	トルソー角度	30°以下	45°以下 コネクタを身体の前面に備え付ける場合等は50°以下	
	耐衝撃性能	安全帯とランヤードの組合せで8.0kN以下	第1種ショックアブソーバ：4.0kN以下（自由落下距離1.8m） 第2種ショックアブソーバ：6.0kN以下（自由落下距離4.0m）	
ショックアブソーバの伸び	650mm以下	第1種ショックアブソーバ：1.2m以下（自由落下距離1.8m） 第2種ショックアブソーバ：1.75m以下（自由落下距離4.0m）		